

金融	<p>日本政策金融公庫</p> <p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】 (1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高 融資限度額：6,000万円（別枠） 返済期間：運転資金15年以内（据置期間5年以内）、設備資金20年以内（据置期間5年以内）</p> <p>【特別利子補給制度】 当初3年間（融資限度額のうち3,000万円以下の部分） *売上高減少の要件等あり *特別利子補給制度の具体的な手続きや実施期間などは、中小企業庁ホームページで公表予定</p>	<p><申込先> ★公庫へ融資申込後、①～⑥以外の書類提出を求められることがあります。 宗像市商工会 ☎0940-26-2268 ①借入申込書（個人・法人）※商工会で借入申込書配布又は日本生活金融公庫HPよりダウンロード可 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（個人・法人） ③最近2期分の確定申告書・決算書の写しのコピー（個人・法人） *法人は勘定科目明細書を含む ④はじめてご利用いただく方 (1)ご商売の概要 (2)事業を開始して間もない方は創業計画書 (3)法人場合は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 ⑤身分証明書の写し（運転免許証の写し等） ⑥許認可が必要な業種は許認可証の写し</p> <p><制度の問合せ先> 日本生活金融公庫福岡支店 ☎092-411-9111</p>
	<p>県制度</p> <p>【セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証】 (1)セーフティネット保証4号 一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証（売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合） (2)セーフティネット保証5号 ※業種：738業種（中小企業庁HPにて確認） 一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の80%を保証（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合） (3)危機関連保証 一般枠・セーフティネット保証枠とは別枠（最大2.8億円）で100%を保証（売上高が前年同月比▲15%以上減少等の場合）</p> <p>【福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」】 福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者の皆様に対し、3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロの県の制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による資金繰り支援を実施 融資対象者：セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を受けた方 申込限度額：3,000万円（融資期間10年以内、据置期間5年以内） 融資利率：実質無利子（3年経過後1.3%） ※要件あり 保証料率：0% ※要件あり 申込期間：令和2年5月1日から令和2年12月31日</p>	<p><セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証認定申請先> 宗像市商工観光課 ☎ 0940-36-0037 ①認定申請書（商工会でも配布） ②最近一ヵ月間の売上高が分かる帳簿書類等 ③前年同期の売上高がわかる決算書類等 ④事業がわかる公的書類（履歴事項証明書、開業届書、許認可等）</p> <p><制度の問い合わせ先> 福岡県信用保証協会 ☎092-415-2600</p> <p><福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「緊急経済対策資金」申込先> 宗像市商工観光課にて認定申請書発行後、指定金融機関、商工会、商工会議所、中央会（組合関係）に認定申請書を持参。福岡県制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「緊急経済対策資金」融資の手続きを行う。 ※セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当しない方については、福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「緊急経済対策資金」以外にも県制度融資にご利用可能な資金がございます。</p> <p><制度の問い合わせ先> 福岡県中小企業振興課 ☎092-643-3424</p>
給付金	<p>持続化給付金（国）</p> <p>【給付対象者】 (1)2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意があること (2)2020年1月以降、新型コロナウイルスの影響により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること ※中小法人等：資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</p> <p>【給付額】 法人200万円、個人事業者等100万円 ★ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限 【申請期間】 令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）</p>	<p><申請方法> ①持続化給付金ホームページ上からの電子申請 ②申請サポート会場による申請 *ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設予定。ご利用に際しての注意点、開催場所、事前予約等の詳細は後日、ホームページにて掲載予定。</p> <p><相談ダイヤル> 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183（平日・休日9:00～19:00）</p>
	<p>福岡県持続化緊急支援金（県）</p> <p>【給付対象者】 中堅・中小法人、個人事業者 (1)2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること (2)対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと (3)国の「持続化給付金」を申請していないこと ※申請時点において、対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。</p> <p>【給付額】 法人50万円、個人事業者25万円 ★ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限（給付は1回限り） 【申請期間】 令和2年5月2日（土）から緊急事態解除宣言がなされた日の翌月末</p>	<p><申請方法> ①福岡県持続化緊急支援金ホームページ上からの電子申請 ②申請サポート会場による申請 パソコンやスマートフォン等を所有していないため、Web申請が困難な方のために、感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置する予定（新型コロナウイルス感染症の感染状況等により設置時期は変更となります）</p> <p><福岡県持続化緊急支援金 相談窓口> ☎0570-094894（平日9:00～17:00） *5月は土、日、祝日も開設</p>
	<p>宗像市小規模事業者緊急支援金（市）</p> <p>【補助対象者】 宗像市内に主たる事業所、店舗等があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月、3月、4月または5月のいずれかの月の売上が前年同月と比べて15%以上減少している小規模事業者、個人事業者（※） （※）小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の事業者。 ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業・旅行業については、常時使用する従業員の数20人以下を対象。 常時使用する従業員とは、①臨時従業員・パートであっても、当該事業の経営に不可欠な人員で実質常時雇用的なものは、常時使用する従業員に含まれます。②法人の役員、個人企業の場合の家族従業員は常時使用する従業員には含まれません。③法人で支店を有する場合や異業種事業を営んでいる場合、すべての従業員が対象になります。</p> <p>【支給額】 1事業者あたり30万円（同一人物が複数事業を行っている場合は、1事業のみ申請可） 【募集期間】 令和2年4月29日（水）～6月30日（火）※当日消印有効</p>	<p><申請方法> 申請書（郵送・ダウンロード）に必要な事項を記入、必要書類一式を同封の上、郵送にて申請（新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵送での受付）</p> <p>〒811-3492 宗像市商工観光課（緊急支援金）あて （注）封筒等の表面に「緊急支援金書類在中」と朱記（郵送料は申請者負担）</p> <p><緊急支援金ダイヤル> ☎0940-36-9616（平日9:00～17:00）</p>

経営相談	資金繰り・経営相談 特別窓口	<p>設置期間：3月26日～8月27日までの毎週火・木曜日（祝日除く）の6コマ（一コマ1時間） (1)10:00～ (2)11:00～ (3)13:00～ (4)14:00～ (5)15:00～ (6)16:00～</p> <p>設置場所：宗像市商工会館 相談専門家：中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等 相談料：無料 相談申込：事前予約制（相談者情報、希望日時、相談希望内容等を併せて電話又はFAX申込）</p>	<p><相談予約方法1> 相談会事務局 ☎080-3679-1610（土日祝を除く10:00～19:00）</p> <p><相談予約方法2> 宗像市商工会 ☎0940-36-2268（平日8時30分～17時00分） ☎0940-36-7822（屋号・氏名・連絡先・相談希望日・相談内容を明記）</p>
------	-------------------	---	---

販路開拓補助金	小規模事業者持続化補助金	<p>小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助</p> <p>【補助金上限額】50万円 【補助金の流れ】 ①申請受付締切後、補助金事務局にて申請内容の審査があります（約1ヵ月から2ヵ月後に審査結果） ②持続化補助金は販路開拓に取り組む事業計画が採択された後、補助事業計画に基づき、補助事業が実施可能となります（補助対象経費支出可） ③補助事業終了後（補助対象経費支出終了）、実績報告を終え、補助金事務局にて補助事業内容及び支出内容を精査後、補助金が入金となります（清算払い）</p> <p>【新型コロナウイルス感染症による政策加算】 ①直接的な影響（従業員等の罹患） 新型コロナウイルス感染症への役員・従業員の罹患による、同感染症による直接的な影響を受けていること。「病院等からの診断書」の写し、および自社に在籍していることを証する書類（労働者名簿の写し、賃金台帳の写し）を添付 ②間接的な影響（売上減少） 新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10%以上の売上減少が生じていること。 ・宗像市から「売上減少の証明書」の交付を受け、その原本を申請書に添付して提出 ・セーフティネット保証4号に関して宗像市から売上減の認定を受けている場合は同認定書（コピー可）で代用可 ・危機関連保証に関する売上減の認定書（宗像市が発行） ・その他、「新型コロナウイルス感染症の影響で売上が10%以上減少」したことが分かる政府機関（地方自治体を含む）発行の証明書・認定書（コピー可）</p>	<p><相談・受付先> 宗像市商工会 ☎0940-36-2268（平日8時30分～17時00分） ※申請には「事業支援計画書」が必要（商工会が作成）、締め切りまでに十分に余裕を持ってご相談ください。 第1回受付締切：2020年3月31日（火） 第2回受付締切：2020年6月5日（金） 第3回受付締切：2020年10月2日（金） 第4回受付締切：2021年2月5日（金） 第5回受付締切：2021年6月初旬頃 第6回受付締切：2021年10月初旬頃 第7回受付締切：2022年2月初旬頃 第8回受付締切：2022年6月初旬頃 第9回受付締切：2022年10月初旬頃 第10回受付締切：2023年2月初旬頃【最終】 ※第5回受付締切以降の詳細は未定</p> <p><申請書ダウンロード先> 福岡県商工会連合会ホームページ(小規模事業者持続化補助金商工会分)より申請書等ダウンロード</p> <p><新型コロナウイルス感染症による政策加算に係る証明書・認定書発行先> ①直接的な影響（従業員等の罹患）：病院等 ②間接的な影響（売上減少）：宗像市商工観光課 ☎0940-36-0037</p> <p><問い合わせ先> 福岡県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎092-624-8655</p>
---------	--------------	---	---

販路開拓補助金	小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型)	<p>新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助。</p> <p>【補助上限額】100万円 【要件等】 補助対象経費の6分の1以上が、以下のA、B、Cのいずれかの要件に合致する投資を行う小規模事業者等 A：サプライチェーンの毀損への対応 B：非対面型ビジネスモデルへの転換 C：テレワーク環境の整備</p> <p>【補助金審査から交付決定の流れ】 審査の結果、採択が決定されると、補助金事務局から採択者に対し、「採択通知書」が送付され、その後、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となるのが原則ルールです。</p> <p>【コロナ特別対応型における特例】 2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。なお、2020年2月18日以降に開業した者は、開業日以降に発生した経費に限り、補助対象経費として認められます。</p> <p>※概算払いによる即時支給（審査後、交付決定額の50%を支払う）を希望する場合 <売上が前年同月比 ※20%以上減少している事業者が対象> の場合、宗像市が発行する売上減少証明書を添付（セーフティネット保証4号に関して宗像市から売上減の認定を受けている場合は、同認定書（コピー可）で代用可。</p>	<p><相談・受付先> 宗像市商工会 ☎0940-36-2268（平日8時30分～17時00分） ※本事業の申請に際しては、商工会の確認が必要となります。福岡県商工会連合会（補助金事務局）への提出の前に、地域の商工会に「経営計画書」の写し等を提出のうえ、「支援機関確認書」の作成・交付を依頼してください。 第1回受付締切：2020年5月15日（金） [必着] 第2回受付締切：2020年6月5日（金） [必着]</p> <p><申請書ダウンロード先> 福岡県商工会連合会ホームページ(小規模事業者持続化補助金商工会分)より申請書等ダウンロード</p> <p><新型コロナウイルス感染症による売上減少証明書又はセーフティネット保証4号発行先> 宗像市商工観光課 ☎0940-36-0037</p> <p><問い合わせ先> 福岡県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎092-624-8655</p>
---------	----------------------------	---	--

★特にお問合せ等が多い主な支援策だけの掲載しています。掲載している支援は現時点での情報です。最新の情報は必ず各窓口のホームページ等で確認をお願いします。